

新規集計事項（案）

○基本的な考え方

○平成20年調査において、結果利用のニーズが低い都市圏編や距離帯編の結果表を中心に削除した上で、必要な結果表がある場合、追加集計を行うという段階的な集計を新たに実施したことで既に一定の整理が行われたことから、平成25年調査においては、主に、新規調査事項に関する集計事項を中心に検討を行うとともに、各府省、地方公共団体、ユーザ等からの要望を踏まえ、新規集計事項案を作成した。

○新規追加事項

1 調査事項、選択肢区分の新規追加に伴うもの

- ①東日本大震災により転居した世帯に係る転居理由、前住居、現住居等に関する集計
- ②東日本大震災に伴う被災箇所の改修工事を行った世帯に関する集計
- ③現住居以外の土地所有に係る市区町村単位での集計（調査票甲において現住居以外の土地の所有有無を新たに把握）

2 各府省、地方公共団体、ユーザ等からの要望※に基づくもの

（必要性、二次利用制度による代替可能性、結果精度等を踏まえて決定）

- ①世帯人員と住宅の規模に関する集計
⇒ 居住世帯と住宅のミスマッチを的確に把握する観点から、世帯人員と住宅の規模に関するクロス集計を追加。
- ②バリアフリー化住宅のストック数に関する集計
⇒ 従来は65歳以上の世帯員のいる世帯のみ集計。今回はバリアフリー化住宅のストック数を把握する観点から、全世帯について集計。
- ③住宅タイプ別の住宅数に関する集計
⇒ 一般的な結果利用の観点から、住宅のタイプ（DK・LDK等）を新たに把握することを踏まえた集計。
- ④6歳未満の子のいる世帯に係る保育所までの距離に関する集計
⇒ 従来は全世帯についてのみ集計。今回は6歳未満の子のいる世帯（いわゆる需要世帯）についても集計。

⇒ 別紙「新規集計事項(案)に係る結果表様式(イメージ)」参照。

※要望のうち、自市町村に特化した結果表の作成や町村部の結果表作成などについては、集計目的が限定的であり、結果精度上も問題があることから、従来どおり二次利用等により対応。